

昭和三十年運輸省令第六十六号

自動車損害賠償保障法施行規則

自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償保障法施行令の規定に基き、並びに自動車損害賠償保障法を実施するため、自動車損害賠償保障法施行規則を次のように定める。

(自動車損害賠償責任保険証明書)

第一条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号。以下「法」という。)第七條第一項の自動車損害賠償責任保険証明書は、第一号様式による。

(自動車損害賠償責任保険証明書の写しの作成方法)

第一条の二 法第九條第一項ただし書の国土交通省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 複写器を用いて、自動車損害賠償責任保険証明書(自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下この条において同じ。)を複写すること。

二 複写紙を用いて、自動車損害賠償責任保険証明書と同一の様式の用紙に当該自動車損害賠償責任保険証明書の作成のための筆記と同一の筆記により作成すること。

三 自動車損害賠償責任保険証明書を交付した者又は法第九條第六項の規定による提示を受けた者が、当該自動車損害賠償責任保険証明書に記載された事項を当該自動車損害賠償責任保険証明書と同一の様式の用紙に転写し、これに記名押印すること。

(電磁的方法)

第一条の三 法第九條第二項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(登録情報処理機関に対する照会)

第一条の四 法第九條第四項の照会は、同條第二項の規定により登録情報処理機関に提供された自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項について、電磁的方法により行うものとする。

2 前項の照会を受けた登録情報処理機関は、電磁的方法により当該照会に係る事項について当該行政庁に対し通知しなければならない。(保険標準)

第一条の五 法第九條の二第二項の保険標準は、第一号様式の二による。

2 法第九條の二第二項の保険期間の満了する時期は、年及び月をもつて表示するものとする。

3 保険標準は、検査対象外軽自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第五十八條第一項の検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。)、原動機付自転車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第五十八條第一項の検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。)、原動機付自転車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第五十八條第一項の検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。)

二 二項の縮約国登録自動車をいう。(以下同じ。)

の前面ガラスの外側に前方から見やすいように貼り付けることによつて表示するものとする。

ただし、運転者室又は前面ガラスのない検査対象外軽自動車及び道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第六十三條の二第三項ただし書の規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車にあつては、検査対象外軽自動車の後面に取り付けられた車両番号標の左上部に、運転者室又は前面ガラスのない原動機付自転車にあつては、標識(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百六十三條の十八第三項(同法第一条第二項において準用する場合を含む。))に規定する標識をいう。以下同じ。)

困難な場合にあつては、原動機付自転車の前面)に、運転者室又は前面ガラスのない縮約国登録自動車にあつては、縮約国登録自動車の後面に、それぞれ見やすいように貼り付けることによつて表示するものとする。

第一条の六 法第九條の二第四項の規定による保険標準の再交付を受けようとする者は、保険会社に対して、自動車損害賠償責任保険証明書を提示しなければならない。

2 法第九條の二第四項の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 滅失又は損傷により保険標準をはりつけた前面ガラスを使用することができなくなつた場合

二 滅失、損傷又は識別困難により保険標準をはりつけた車両番号標又は標識を表示することができなくなつた場合

三 その他再交付を受けることについて正当な理由があると認められる場合 (保険会社に対する委託)

第一条の七 自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号。以下「令」という。)第一条の保険会社に対する委託は、当該委託をしようとする者が、道路運送車両法第四條、第六十條第一項、第六十二條第二項(第六十三條第三項及び第六十七條第四項において準用する場合を含む。)、第六十七條第一項(使用者の変更に係る部分に限る。))若しくは第七十一條第四項又は総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十二條の二第三項に規定する処分を受けることとしている場合に限り、行うことができる。

(請求金額の算出基礎の記載)

第二条 令第三條第一項第六号の算出基礎の記載は、診療報酬の請求に係る明細その他損害額の内容及び根拠を明示して示すものとする。

(支払等の届出をすべき損害)

第三条 法第十六條の六の国土交通省令で定める損害は、令第二條第一項第一号に該当する損害、同項第二号イに該当する損害、同項第三号ロからホまでに該当する損害、同項へに該当する損害であつて令別表第二第一級から第三級までに該当するもの、同條第二項に該当する損害並びに令別表第一備考第一号又は令別表第二備考第六号に該当する損害とする。

(届出事項)

第三条の二 法第十六條の六の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 事故の状況の詳細

二 被保険者、加害者及び被害者の氏名、年齢、住所その他の被保険者、加害者及び被害者に関する重要事項

三 令第二條第一項に掲げる損害ごとの支払金額

四 事故により支出を要した費用、事故により失われた利益、慰謝料その他の損害の細目及び当該細目ごとの積算の詳細

五 後遺障害に該当する場合にあつては、該当する等級及び当該等級に該当すると判断をした理由の詳細

六 保険金等の支払において損害額から減額を判断をした理由の詳細

七 被保険者に損害賠償の責任がないと判断した場合にあつては、当該判断をした理由の詳細

八 事故により損害が発生していないと判断した場合にあつては、当該判断をした理由の詳細

九 法第十四條の規定に基づき、保険会社が損害のてん補の責を免れると判断した場合にあつては、当該判断をした理由の詳細 (緊急自動車)

第四条 令第九條第十五号の国土交通省令で定める自動車は、道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第四十九條第一項に規定する警光灯及びサイレンを備えた警察自動車とする。

(令第九條第十六号の国土交通省令で定める車両番号標)

第四条の二 令第九條第十六号の国土交通省令で定める車両番号標は、道路運送車両法施行規則第六十三條の二第三項ただし書の規定により車両番号標として貸与を受ける臨時運転番号標とする。

(特種用途自動車)

第五条 令第九條第十七号の国土交通省令で定める自動車は、次のとおりとする。

一 医療防疫用自動車

二 工作自動車

三 架線修理自動車

四 起重機自動車

五 移動郵便自動車

六 ふん尿自動車

七 寝台自動車

八 コンクリート・ミキサ自動車

九 無線自動車

十 図書館自動車

十一 ちゅう房自動車

十二 教習用自動車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十八條第一項の指定自動車教習所がもつぱら自動車の運転に関する技能の教習の用に供する自動車をいう。)

十三 その他構造、装置及び用途が前各号に掲げる自動車に類する自動車

(責任保険の契約の解除の要件)

第五条の二 保険契約者は、次の場合には、責任保険の契約を解除することができる。

一 登録自動車について、道路運送車両法第十五條第一項の規定により永久抹消登録を受

け、若しくは同条第五項の規定により永久抹消登録のあつた旨の通知を受けた場合（同条第一項第二号に掲げる事由に該当する場合に限る）、同法第十五条の二第二項の規定により輸出抹消登録を受けた場合又は同法第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた場合

二 軽自動車又は二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監視部長、運輸支局長又は軽自動車検査協会に提出した場合

三 小型特殊自動車又は原動機付自転車について、使用を廃止した場合（特別区又は市町村の条例で小型特殊自動車又は原動機付自転車に当該特別区又は市町村の交付する標識を付すべき旨を定めている場合は、当該標識を特別区又は市町村の長に提出した場合に限る）

四 登録証書（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和二十九年法律第九号。以下「特例法」という。）第五条第一項の登録証書について、特例法第二条第二項の締約国において使用するため関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の輸出の許可を受けた場合）

五 締約国登録自動車について、関税法第六十条の輸出の許可を受けた場合

六 道路運送車両法第三十四条第一項（同法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合

六の二 道路運送車両法第三十六条の二第一項（同法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を運輸監視部長又は運輸支局長に返納した場合

七 道路運送車両法施行規則第六十三条の二第三項ただし書の規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を運輸監視部長又は運輸支局長に返還した場合

（立入検査）

第六条 法第二十三条の二第二項（法第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の証明書は、第二号様式による。

（令第十一号第四号の国土交通省令で定める期間）

第七条 令第十一号第四号の国土交通省令で定める期間は、次のとおりとする。

一 道路運送車両法第五十八条第一項の自動車（第二号の自動車を除く。）については、同法の規定による自動車検査証の有効期間に一月（離島（橋又はトンネルによる本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。）との間の交通又は移動が不可能な島をいう。）に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、道路運送車両法施行規則第四十四条第一項ただし書の規定により継続検査を受けるものにあつては、二月）を加えた期間

二 令第九号第十四号の二の小型特殊自動車、検査対象外軽自動車又は原動機付自転車については、締結しようとする責任保険の契約又は責任共済の契約の保険期間又は共済期間に一月を加えた期間

三 令第九号第十六号の商品自動車については、五年

（責任保険に関する規定の準用）

第八条 第一条、第一条の五から第三条の二まで及び第五条の二の規定は、責任共済について準用する。

第九条 削除

第九条の二 削除

第九条の三 削除

第十条 削除

第十一条 削除

第十二条 削除

第十三条 削除

第十四条 削除

第十五条 削除

第十六条 削除

第十七条 削除

第十八条 削除

第十九条 削除

第二十条 削除

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 削除

第二十四条 削除

第二十五条 削除

第二十六条 削除

（政府に対する損害のてん補の請求）

第二十七条 法第七十二条第一項の損害のてん補の請求は、次の事項を記載した書面をもつて行わなければならない。

一 請求する者の氏名及び住所

二 死亡した者についての請求にあつては、請求する者の死亡した者との続柄

三 被害者の氏名及び住所並びに加害行為の行われた日時及び場所

四 法第七十二条第一項後段の規定により請求する場合にあつては、加害者の氏名及び住所

五 法第七十二条第一項の規定により政府に対し損害のてん補を請求することができる理由

六 当該自動車の自動車登録番号若しくは車両番号、標識の番号又は道路交通に関する条約の規定による登録番号（これらが存しない場合にあつては、車台番号）が明らかである場合にあつては、その番号

七 他の法令に基づいて法第七十二条第一項の規定による損害のてん補に相当する給付を受けらるべき場合にあつては、その給付の根拠及びその金額

八 請求する金額及びその算出基礎（診療報酬の請求に係る明細その他損害額の内容及び根拠を明示すること）

九 前項の書面には、次の書類を添付しなければならない。

一 診断書又は検案書

二 前項第二号から第五号まで及び第七号の事項を証するに足りる書面

三 前項第八号の算出基礎を証するに足りる書面

四 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、法第七十二条第一項の損害のてん補の請求をした者に対し、国土交通大臣の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、政府の負担とする。

（政府に対する補償の請求）

第二十八条 法第十六条第四項又は法第十七条第四項（これらの規定を法第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による政府に対する補償の請求は、次の事項を記載した書面をもつて行わなければならない。

一 請求する者の名称及び住所

二 加害者及び被害者の氏名及び住所並びに加害行為の行われた日時及び場所

三 法第十六条第四項又は法第十七条第四項（これらの規定を法第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定により政府に対し補償の請求をすることができる理由

四 当該自動車の自動車登録番号若しくは車両番号、標識の番号又は道路交通に関する条約

の規定による登録番号（これらが存しない場合にあつては、車台番号）

五 保険契約者又は共済契約者の氏名及び住所

六 請求する金額及びその算出基礎（診療報酬の請求に係る明細その他損害額の内容及び根拠を明示すること）

七 前項の書面には、次の書類を添付しなければならない。

一 前項第二号及び第三号の事項を証するに足りる書面

二 前項第六号の算出基礎を証するに足りる書面

（自動車損害賠償保障事業賦課金の納付等）

第二十九条 自動車損害賠償保障事業賦課金の納付は、一月ごとに取りまとめて行なうものとする。

2 保険会社及び組合は、自動車損害賠償保障事業賦課金の納付の事由が発生したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（督促状）

第三十条 法第八十条第二項の督促状は、第三号様式による。

第三十一条 法第八十条第四項の規定により処分を行う当該職員が国税滞納処分の例により携帯する証票は、第四号様式による。

（立入検査）

第三十一条の二 法第八十二条の二第二項において準用する法第二十三条の二第二項の証明書は、第五号様式による。

（保険会社又は組合の遵守すべき事項）

第三十一条の三 法第八十四条の二第四項の保険標準又は共済標準の適正な交付の確保に関し保険会社又は組合の遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 当該責任保険の契約又は責任共済の契約の保険期間又は共済期間の満了する日の属する年及び月と異なる年及び月を表示する保険標準又は共済標準を交付し、又は再交付しないこと。

二 当該責任保険の契約又は責任共済の契約の保険期間又は共済期間の始期が契約の締結の日の翌日以後に定められている場合には、当該始期前一月以内に保険標準又は共済標準を交付すること。

の請求に係る明細その他損害額の内容及び根拠を明示すること）

二 前項の書面には、次の書類を添付しなければならない。

一 診断書又は検案書

二 前項第二号から第五号まで及び第七号の事項を証するに足りる書面

三 前項第八号の算出基礎を証するに足りる書面

四 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、法第七十二条第一項の損害のてん補の請求をした者に対し、国土交通大臣の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、政府の負担とする。

（政府に対する補償の請求）

第二十八条 法第十六条第四項又は法第十七条第四項（これらの規定を法第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による政府に対する補償の請求は、次の事項を記載した書面をもつて行わなければならない。

一 請求する者の名称及び住所

二 加害者及び被害者の氏名及び住所並びに加害行為の行われた日時及び場所

三 法第十六条第四項又は法第十七条第四項（これらの規定を法第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定により政府に対し補償の請求をすることができる理由

四 当該自動車の自動車登録番号若しくは車両番号、標識の番号又は道路交通に関する条約

の規定による登録番号（これらが存しない場合にあつては、車台番号）

五 保険契約者又は共済契約者の氏名及び住所

六 請求する金額及びその算出基礎（診療報酬の請求に係る明細その他損害額の内容及び根拠を明示すること）

七 前項の書面には、次の書類を添付しなければならない。

一 前項第二号及び第三号の事項を証するに足りる書面

二 前項第六号の算出基礎を証するに足りる書面

（自動車損害賠償保障事業賦課金の納付等）

第二十九条 自動車損害賠償保障事業賦課金の納付は、一月ごとに取りまとめて行なうものとする。

2 保険会社及び組合は、自動車損害賠償保障事業賦課金の納付の事由が発生したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（督促状）

第三十条 法第八十条第二項の督促状は、第三号様式による。

第三十一条 法第八十条第四項の規定により処分を行う当該職員が国税滞納処分の例により携帯する証票は、第四号様式による。

（立入検査）

第三十一条の二 法第八十二条の二第二項において準用する法第二十三条の二第二項の証明書は、第五号様式による。

（保険会社又は組合の遵守すべき事項）

第三十一条の三 法第八十四条の二第四項の保険標準又は共済標準の適正な交付の確保に関し保険会社又は組合の遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 当該責任保険の契約又は責任共済の契約の保険期間又は共済期間の満了する日の属する年及び月と異なる年及び月を表示する保険標準又は共済標準を交付し、又は再交付しないこと。

二 当該責任保険の契約又は責任共済の契約の保険期間又は共済期間の始期が契約の締結の日の翌日以後に定められている場合には、当該始期前一月以内に保険標準又は共済標準を交付すること。

の規定による登録番号（これらが存しない場合にあつては、車台番号）

五 保険契約者又は共済契約者の氏名及び住所

六 請求する金額及びその算出基礎（診療報酬の請求に係る明細その他損害額の内容及び根拠を明示すること）

七 前項の書面には、次の書類を添付しなければならない。

一 前項第二号及び第三号の事項を証するに足りる書面

二 前項第六号の算出基礎を証するに足りる書面

（自動車損害賠償保障事業賦課金の納付等）

第二十九条 自動車損害賠償保障事業賦課金の納付は、一月ごとに取りまとめて行なうものとする。

2 保険会社及び組合は、自動車損害賠償保障事業賦課金の納付の事由が発生したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（督促状）

第三十条 法第八十条第二項の督促状は、第三号様式による。

第三十一条 法第八十条第四項の規定により処分を行う当該職員が国税滞納処分の例により携帯する証票は、第四号様式による。

（立入検査）

第三十一条の二 法第八十二条の二第二項において準用する法第二十三条の二第二項の証明書は、第五号様式による。

（保険会社又は組合の遵守すべき事項）

第三十一条の三 法第八十四条の二第四項の保険標準又は共済標準の適正な交付の確保に関し保険会社又は組合の遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 当該責任保険の契約又は責任共済の契約の保険期間又は共済期間の満了する日の属する年及び月と異なる年及び月を表示する保険標準又は共済標準を交付し、又は再交付しないこと。

二 当該責任保険の契約又は責任共済の契約の保険期間又は共済期間の始期が契約の締結の日の翌日以後に定められている場合には、当該始期前一月以内に保険標準又は共済標準を交付すること。

の規定による登録番号（これらが存しない場合にあつては、車台番号）

五 保険契約者又は共済契約者の氏名及び住所

六 請求する金額及びその算出基礎（診療報酬の請求に係る明細その他損害額の内容及び根拠を明示すること）

七 前項の書面には、次の書類を添付しなければならない。

一 前項第二号及び第三号の事項を証するに足りる書面

二 前項第六号の算出基礎を証するに足りる書面

（自動車損害賠償保障事業賦課金の納付等）

第二十九条 自動車損害賠償保障事業賦課金の納付は、一月ごとに取りまとめて行なうものとする。

2 保険会社及び組合は、自動車損害賠償保障事業賦課金の納付の事由が発生したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（督促状）

第三十条 法第八十条第二項の督促状は、第三号様式による。

第三十一条 法第八十条第四項の規定により処分を行う当該職員が国税滞納処分の例により携帯する証票は、第四号様式による。

（立入検査）

第三十一条の二 法第八十二条の二第二項において準用する法第二十三条の二第二項の証明書は、第五号様式による。

（保険会社又は組合の遵守すべき事項）

第三十一条の三 法第八十四条の二第四項の保険標準又は共済標準の適正な交付の確保に関し保険会社又は組合の遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 当該責任保険の契約又は責任共済の契約の保険期間又は共済期間の満了する日の属する年及び月と異なる年及び月を表示する保険標準又は共済標準を交付し、又は再交付しないこと。

二 当該責任保険の契約又は責任共済の契約の保険期間又は共済期間の始期が契約の締結の日の翌日以後に定められている場合には、当該始期前一月以内に保険標準又は共済標準を交付すること。

(自動車損害賠償責任保険証明書等の提示を求め職員的身分を示す証票)
第三十二条 法第八十五条第二項の身分を示す証明書は、第六号様式による。

附則

(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
(自動車損害賠償責任保険証明書等に関する経過措置)
2 平成十四年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に効力が生じた責任保険の契約について保険会社が保険契約者に交付すべき自動車損害賠償責任保険証明書については、保険会社は、第一号様式による自動車損害賠償責任保険証明書の欄外に「平成十四年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に効力が生じた責任保険の契約については、「保険料」とあるのは「保険料から保険料等充当交付金を控除した金額」とします。」と表記するものとする。

3 前項の規定は、責任共済について準用する。
この場合において、前項中「責任保険」とあるのは「責任共済」と、「保険会社」とあるのは「組合」と、「保険契約者」とあるのは「共済契約者」と、「保険料」とあるのは「共済掛金」と読み替えるものとする。

附則 (昭和三十一年一月一三日運輸省令第一号) 抄
1 この省令は、昭和三十一年二月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年五月二二日運輸省令第二七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十五年五月二五日運輸省令第一九号)
この省令は、昭和三十五年十月一日から施行する。

附則 (昭和三十七年七月一四日運輸省令第三九号) 抄
第一条 この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。ただし、第五条の二を加える改正規定は、昭和三十七年八月一日から施行する。

附則 (昭和三十七年九月二九日運輸省令第五五号)
この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和三十八年一〇月一日運輸省令第五〇号)

この省令は、昭和三十八年十月十五日から施行する。

附則 (昭和三十九年二月一日運輸省令第二号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令の施行の際現に締結されている責任保険に係る保険金額及びこの省令の施行前に発生した自動車の運行による事故に係る自動車損害賠償保障事業が行なう損害のてん補の限度額については、改正前の第四条及び別表第一の規定は、なおその効力を有する。

3 この省令の施行の際現に締結されている責任保険の契約に係る第六条及び第八条の通知並びに第七条及び第九条の請求については、改正後の第九条の二及び別表の規定並びに第二号様式(その二)、第二号様式(その二)、第二号様式(その二)、第三号様式(その二)、第三号様式(その二)、第四号様式(その二)、第四号様式(その二)、第五号様式(その二)、第五号様式(その二)及び第五号様式(その二)にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (昭和三十九年九月五日運輸省令第六五号)
この省令は、昭和三十九年九月六日から施行する。

附則 (昭和四十一年七月三〇日運輸省令第四六号) 抄
1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第九条の二の規定、改正後の別表及び改正後の第二号様式から第五号様式(その二)までは、昭和四十一年七月一日以後に締結した責任保険の契約に係る第六条及び第八条の通知並びに第七条及び第九条の請求について適用し、同日前に締結した責任保険の契約に係る第六条及び第八条の通知並びに第七条及び第九条の請求については、なお従前の例による。

3 この省令の施行前に交付された自動車損害賠償責任保険証明書及び自動車損害賠償自家保障証明書は、それぞれ改正後の第一号様式による自動車損害賠償責任保険証明書及び改正後の第六号様式による自動車損害賠償自家保障証明書とみなす。

附則 (昭和四十四年二月二六日運輸省令第五九号)
この省令は、昭和四十五年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十五年二月二〇日運輸省令第一〇号)
この省令は、昭和四十五年三月一日から施行する。

附則 (昭和四十五年九月一八日運輸省令第八一号) 抄
1 この省令は、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第四十六号)の施行の日(昭和四十五年十月一日)から施行する。

3 自家保障者報告規則(昭和三十一年運輸省令第二十八号)は、廃止する。

附則 (昭和四十五年二月一七日運輸省令第九二号)
この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

2 改正後の第二号様式から第九号様式までの総括表は、この省令の施行後に締結される責任保険又は責任共済の契約に係る自動車損害賠償保障法施行規則の規定による通知及び請求について適用し、この省令の施行前に締結された責任保険又は責任共済の契約に係るこれらの通知及び請求については、なお従前の例による。

附則 (昭和四十七年五月二三日運輸省令第三二号)
この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附則 (昭和四十七年九月二九日運輸省令第五七号)
1 この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

2 北海道に使用の本拠を有する営業用乗用自動車に関する自動車損害賠償責任保険の契約又は自動車損害賠償責任保険の契約であつて、昭和四十九年三月三十一日以前に保険期間又は共済期間が開始するものに係る車種の区分については、なお従前の例による。

附則 (昭和四十八年九月二八日運輸省令第三三号) 抄
1 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第六十二号)以下「改正法」という。の施行の日(昭和四十八年十月一日)から施行する。

8 第四条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法施行規則別表(一)の表及び第二号様式から第九号様式までの総括表は、この省令の施行後に責任保険関係又は責任共済関係が成立する

る責任保険又は責任共済の契約に係る自動車損害賠償保障法施行規則の規定による通知及び請求について適用し、この省令の施行前に責任保険関係又は責任共済関係が成立した責任保険又は責任共済の契約に係るこれらの通知及び請求については、なお従前の例による。

9 改正法附則第二条第一項本文の規定により新法第五章の規定による検査を受けることを要しない検査対象軽自動車は、第四条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法施行規則の適用については、検査対象外軽自動車とみなす。ただし、改正法附則第二条第一項に規定する政令で定める日以前に当該検査対象軽自動車の新法第五十九条第一項の規定による新規検査を受ける場合において、当該自動車の自動車検査証の有効期間の末日が当該自動車についての責任保険又は責任共済の契約の申込みの日から起算して二年二月を経過する日以前であるときは、この限りでない。

附則 (昭和四十八年一〇月三〇日運輸省令第三七号)
この省令は、昭和四十八年十一月一日から施行する。

2 道路運送車両法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第六十二号)附則第二条第一項の規定により道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七十三条第一項の規定による車両番号標を表示しない検査対象軽自動車については、当該自動車を検査対象外軽自動車とみなしてこの省令による改正後の自動車損害賠償保障法施行規則第五条の二第一項(第七号に係る部分に限る。)及び別表(一)の規定を適用する。

附則 (昭和四十八年一月二七日運輸省令第四四号)
この省令は、昭和四十八年十二月一日から施行する。

2 改正後の別表(一)の表及び第二号様式から第九号様式までの総括表は、この省令の施行後に締結される責任保険又は責任共済の契約に係る自動車損害賠償保障法施行規則の規定による通知及び請求について適用し、この省令の施行前に締結された責任保険又は責任共済の契約に係るこれらの通知及び請求については、なお従前の例による。

3 改正後の第九号様式(その一)は、この省令の施行後に発生する自動車の運行による事故に

附則（平成二十三年二月二二日国土交通省令第一四九号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中附則第二項及び第三項を加える改正規定は、平成十四年二月一日から施行する。

附則（平成二十四年六月二八日国土交通省令第七九号）

この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（平成一六年八月一七日国土交通省令第八三号）抄

第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条本文の規定の施行の日（平成一七年一月一日）から施行する。

附則（平成一七年五月二〇日国土交通省令第五七号）抄

第一条 この省令は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成一七年五月二十五日）から施行する。

附則（平成一七年一月二二日国土交通省令第一〇四号）抄

第一条 この省令は、平成一七年十二月二十六日から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日国土交通省令第二四号）

この省令は、平成一九年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年九月一日国土交通省令第七六号）抄

この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行する。

附則（平成二二年三月二九日国土交通省令第六号）

1 この省令は、保険法の施行の日（平成二二年四月一日）から施行する。

附則（平成二二年二月二八日国土交通省令第六三号）

第一条 この省令のうち、第一条の五第三項の改正規定は公布の日から、第一号様式の二の改正規定は平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二六年一月二二日国土交通省令第八九号）

この省令は、平成二七年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月一日国土交通省令第一四号）抄

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年二月二八日国土交通省令第八七号）抄

この省令は、平成二九年一月一日から施行する。ただし、第一条（第一号様式備考（6）の改正規定を除く）、第二条、第三条及び第四条（第十三条第一項第二号の改正規定及び別表第二の改正規定を除く。）の規定は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年九月一〇日国土交通省令第三三号）抄

1 この省令は、地方税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日（令和元年十月一日）から施行する。

附則（令和元年九月一〇日国土交通省令第三三号）抄

この省令は、地方税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日（令和元年十月一日）から施行する。

第一号様式の二（第一条の五関係）

第二号様式（第六条関係）

第四号様式（第三十一条関係）

第五号様式（第三十一条の二関係）

第三号様式（第三十条関係）



